

# 一般社団法人 香川県農業会議

## ○普通会員(事業・目的に賛同し議決権を有する者)=社員

### (1) 第6条第4項の個人会員

- ①第6条第4項第1号の会員17名(市町農業委員会会長)
- ②第6条第4項第2号の会員5名(県議会議員、香川大学、農業会議OB、女性農業委員の会、会議専務理事)

### (2) 第6条第5項の法人・団体会員

- ①行政関係の8市・県町村会(会員代表者:8市長と県町村会長の9名)
- ②農業団体関係の8団体(会員代表者:JA中央会長、県農業共済組合長、JA香川県経営管理委員2名、JA信連経営管理委員会副会長、全国共済連県本部長、県土改連常務理事、県農地機構専務理事、県経営者協議会会長の9名)

理事及び監事を総会の議決で選任

## 役員(理事15名・監事3名、任期2年)

- (1) 理事は、第6条第4項第1号の会員(11名)、第6条第4項第1号の会員(1名)、第6条第5項の会員(3名)
- (2) 上記理事から会長、副会長2名
- (3) 監事は、第6条第4項第1号の会員(1名)、第6条第4項第1号の会員(1名)、第6条第5項の会員(1名)

会長、副会長、専務理事のほか、会長が運営規程に基づき理事会で承認得て選任

## 事務局体制



## 常設審議委員会

### 処理事項

- ◇農地法等の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行う事項
- ◇関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出
- ◇総会、理事会が必要と認めた事項
- ◇上記の処理事項は理事会に報告

## 常設審議委員(25名)

- 会長1名、副会長2名、専務理事1名のほか、以下の会員
- (1) 第6条第4項第1号の会員9名
  - (2) 第6条第4項第2号の会員5名
  - (3) 第6条第5項の会員8名